

1 用語の解説

一般国道指定区間	道路法第13条の規定に基づき政令で指定された区間をいう。管理者は、国土交通大臣である。この統計での数値は、道路施設現況調査（令和4年3月31日現在）の数値である。なお、表中の「—」は、該当する数値がないものである。	砂利道 セメント系舗装道 アスファルト系高級舗装道 アスファルト系簡易舗装道 簡易舗装（ソイル） 歩道延長 歩道のある道路延長 立体横断施設 道路敷面積 道路部面積 道路率 舗装率 橋りょう 橋りょう面積 路面種類別の延長 路面種類別の面積	舗装道以外の道路をいう。（防じん処理道は砂利道に含まれる。） セメント・コンクリート舗装及びコンクリート平板舗装を施した道路をいう。 アスファルト・コンクリート舗装のうち、表層と基層を合わせた厚さが5cm以上の道路をいう。 アスファルト系高級舗装道以外のアスファルト・コンクリート舗装道をいう。 在来砂利道路面を最小限の掘さくをし、補足材の骨材で路盤を造り、その上にソイルアスファルトを表層3~4cm舗設したものをいう。（舗装道に含まれる。） 主に人の通行の用に供する道路の部分（以下「歩道」という。）の延長をいう。車道の両側に歩道が設置してある場合は両側の延長を集計した。 歩道が片側又は両側に設けられた道路の中心線上の実延長を集計したものをいう。 横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。 道路区域の面積をいう。 車道+歩道（自転車歩行者道を含む。）+中央帯+路肩の総幅員に実延長を乗じて算出した面積をいう。 道路敷面積の行政面積に対する割合をいう。 舗装道面積の道路部面積に対する割合をいう。 橋長2.0m以上の全ての橋りょう（横断歩道橋を除く。）をいう。市群界にかかる橋りょうについては、本市が管理する橋りょうのみを調査対象とした。 橋りょうの道路部面積をいう。 路面種類別の延長については、車道の路面種類により実延長を集計した。 路面種類別の面積は、道路部面積を路面種類別に分類したものであり、路肩・中央分離帯の路面種類は車道の路面種類と同一として扱った。
一般国道指定区間外	一般国道のうち、都道府県又は、指定市が管理する道路をいう。		
主要県道	道路法第56条の規定に基づき指定された主要な県道をいう。		
一般県道	道路法第7条の規定に基づき認定された道路をいう。		
主要市道	道路法第56条の規定に基づき指定された主要な市道をいう。		
一般市道	道路法第8条の規定に基づき認定された道路をいう。		
自転車歩行者専用道路	道路法第48条の13第2項の規定に基づき指定された道路をいう。		
総延長	道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長をいう。		
重用延長	道路法第11条の規定により、上級の路線と重複している区間の延長をいう。同一道路種別の路線については同法を準用し、路線番号の若い路線と重複している区間の延長をいう。		
未供用延長	路線の指定又は認定がされているが、供用開始の告示がされていない区間の延長をいう。		
実延長	総延長から重用延長及び未供用延長を差し引いたものをいう。		
規格改良済	① 昭和34年3月31日以前に改築された道路 道路構造令細則案（内務省土木局昭和10年6月土木会議決定）の規格に適合するものをいう。 ② 昭和34年4月1日以降昭和46年3月31日以前に改築された道路 旧道路構造令（昭和33年8月1日政令第244号）の規格に適合するものをいう。 ③ 昭和46年4月1日以降に改築された道路 道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）の規格に適合するものをいう。 道路構造令第38条の特例により改築された道路は規格改良済として扱う。 ただし、この道路統計においては、一般国道については車道幅員5.5m以上、県道及び市道については車道幅員4.0m以上を規格改良済として集計した。また、自転車歩行者専用道路については幅員に関わらず規格改良済として集計した。		
未改良	規格改良済以外の道路		
自動車交通不能	幅員・曲線半径・勾配その他の状況により、最大積載量4.4tの貨物自動車が通行できない区間をいう。		